

盛岡市
令和8年10月6日

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11 法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり、実施方針の策定の見通しについて公表します。

記

- 1 特定事業の名称
（仮称）盛岡市第二学校給食センター整備運営事業
- 2 期間
事業契約締結日から令和 27 年 7 月末（予定）
- 3 概要
学校給食センターの新設整備、維持管理運営業務等
（既存施設の解体撤去、配送校配膳室の改修等を含む）
- 4 公共施設等の立地（事業予定地）
盛岡市下厨川赤平地内（厨川住宅敷地）
- 5 実施方針を策定する時期
令和 8 年 10 月 27 日
- 6 担当課
盛岡市教育委員会事務局学務教職員課学校給食係
電話番号： 019-601-3712（直通）
E-mail : edu.gakumu@city.morioka.iwate.jp